

第3章

子どもから高齢者まで 健やかに暮らせる 支え合いのまちづくり

- 第1節 健康づくり対策と医療体制の充実
- 第2節 子育て支援・児童福祉の充実
- 第3節 高齢者福祉の充実
- 第4節 きめ細やかな福祉の充実



第1節 健康づくり対策と医療体制の充実

現況と課題

食生活の欧米化や生活環境の変化などによる生活習慣病は、様々な病気の重症化や合併症を引き起こし、健康長寿の阻害要因となっています。特に、生活習慣に起因するメタボリックシンドローム該当者や予備群該当者が健診受診者の3割を超えています。

また、人や物の移動の高速化などによる感染症の地球規模での流行に対応し、インフルエンザやノロウイルスなどの感染を未然に予防するため、情報提供と危機管理体制の整備を図る必要があります。

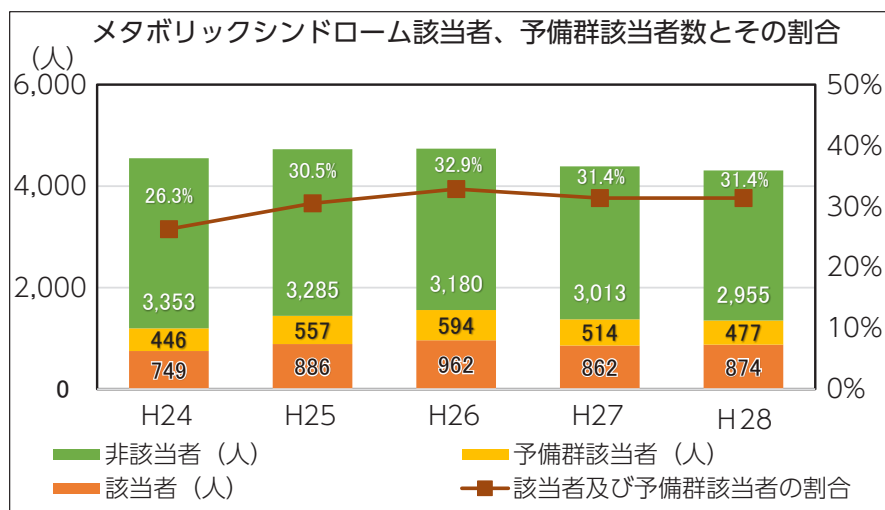
家族構成の複雑化や子育てに関する考え方が多様化する中、出産・育児支援や健やかな発育のための保健指導、発達障がいについての理解など、母子保健の充実がますます求められています。

さらに、こころの健康を保つことが難しくなっており、社会全体でこころの健康づくりについて知識を深め、周囲の人のこころの健康にも関心を持ち、対処できる体制づくりも重要です。

医療供給体制においては、緊急時に対する救急医療と周産期を含めた産科や小児科等に対する市民のニーズが高く、今後一層の取組強化を求められています。

また、鹿児島県地域医療構想において、出水医療圏^(※)域内で不足する回復期機能の充足と、増加が見込まれる在宅医療の需要に対し、訪問診療、訪問看護等の充実を図る必要があります。

出水総合医療センターは、地域で不足する一般医療、救急医療及び高度医療を提供するとともに、病病連携^(※)や病診連携^(※)を図りながら、地域の医療水準の維持・向上に努めています。



資料：市民生活課

- (※) 出水医療圏／出水市、阿久根市、長島町を範囲とする医療圏
- (※) 病病連携／病院と病院との役割分担。急性期病院、療養型病院などの分類で患者の病状に応じ、双方が連携して治療にあたること。
- (※) 病診連携／病院と診療所（かかりつけ医）とのつながり。普段の治療は診療所へ、精密検査や入院は病院へのように双方が連携して患者の治療にあたること。

基本的方向

市民が安心して心身ともに健やかな生活を送ることができるように、関係機関と連携して、全てのライフステージにおける健康づくりの推進、検（健）診や健康状態に応じたサポート体制の整備に努めます。

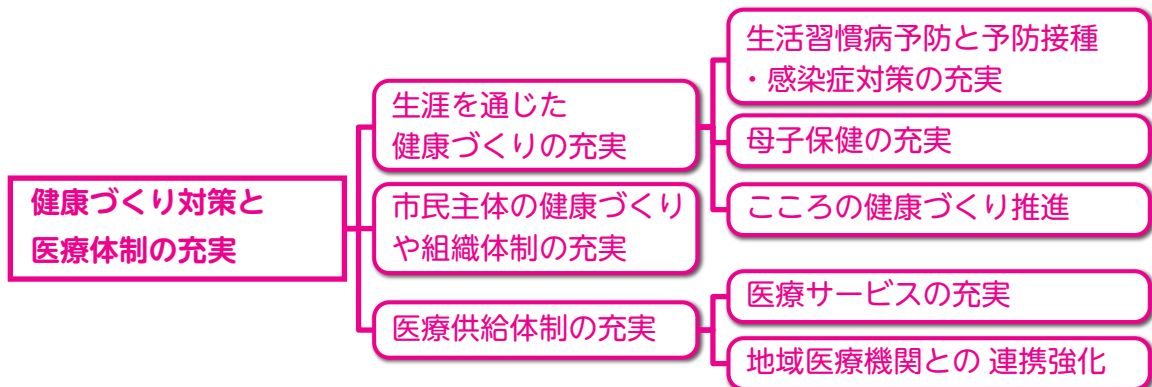
健康寿命の延伸や生活の質の向上に向けて、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める地域づくりや組織体制等の整備に努めます。

また、市民が地域で安心して適切な医療サービスが受けられるよう、総合的な医療体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携を深め、市民が健康で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	31.4%	25%
特定保健指導の終了率	21.4%	60%

施策の体系



施策の概要

1 生涯を通じた健康づくりの充実

(1) 生活習慣病予防と予防接種・感染症対策の充実

各ライフステージにおける健康問題を明確にし、各種検（健）診の受診率向上に努めるとともに、食事、運動、休養等具体的な予防に対する知識の啓発を図り、正しい生活習慣づくりを地域全体で理解し実践できる体制づくりを進めます。

また、乳幼児期から高齢期に至るまで、口腔保健^(※)の重要性を認識できるように努めます。あわせて、予防接種の継続による重病患者発生の抑制と感染症などの発生・まん延防止のための危機管理体制づくりに努めます。

(※) 口腔保健／歯科疾患の予防に向けた取組が、口腔の健康の保持に極めて有効であることから、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持のこと。

(2) 母子保健の充実

母子の健診・相談体制を整え、関係機関との連携を密にすることで、妊娠・出産・育児期の切れ目ない支援を充実し、地域全体で子育てをする体制づくりを進めます。

(3) こころの健康づくり推進

ストレス、うつに対する正しい知識の普及啓発と予防・対処法に対する理解を深め、身近な人の変化に「気付く」「声をかける」「傾聴する」「見守る」「つなぐ」ことがお互いに自然にできる地域づくりと、相談体制の充実に努めます。

2 市民主体の健康づくりや組織体制の充実

自治会、老人クラブ、高齢者大学等の地域組織や保健推進員、食生活改善推進員協議会、体育協会等の関係機関と行政とのネットワークを構築し、お互いの連携により市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、意識の高揚と普及啓発に努めます。

3 医療供給体制の充実

(1) 医療サービスの充実

出水総合医療センターでは、市民に医療を受ける機会を安定的に提供していく役割を果たすために、地域の民間医療機関で対応困難な急性期患者を中心とした医療の提供に努めます。

高尾野診療所・野田診療所は地域密着型の医療拠点として医療の提供に努めます。

また、良質な医療を提供するために、医師の確保や招へいについて、これまで以上に大学病院との連携に努めます。

(2) 地域医療機関との連携強化

近隣の医療機関、福祉施設等との連携の下に、地域医療構想に基づく地域全体の医療供給体制づくりを進めていきます。

また、近隣市町の医療機関と広域的な医療連携を強化し、在宅医療や周産期医療の供給体制確保に向けた取組を強化します。

市民の役割

- 1 自分の体とこころの健康に関心を持ち、運動・食事・睡眠の健康管理に努めます。
- 2 定期的に検（健）診を受診します。
- 3 日ごろから相談できるかかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちます。

関係計画等

計画名	健康いずみ21（第2次）
策定年月	平成27年3月
計画期間	平成27年度～平成31年度（5年間）
所管課	健康増進課

計画名	出水市病院改革プラン
策定年月	平成29年3月
計画期間	平成29年度～平成32年度（4年間）
所管課	出水総合医療センター経営企画課

第2節 子育て支援・児童福祉の充実

現況と課題

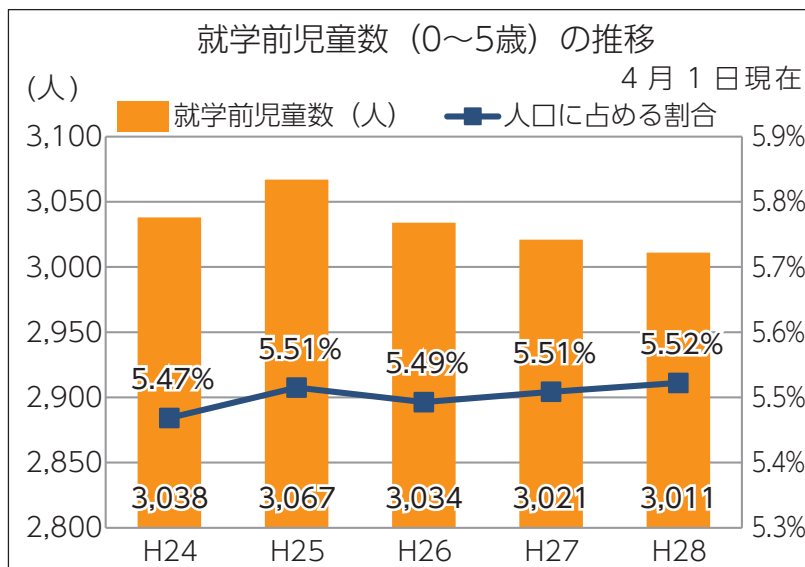
女性の社会進出や結婚・出産年齢の両極化、子育てに対する価値観の変化などが背景となり、少子化の傾向が顕著になる中で、妊娠・出産への不安がある女性、若年妊娠などリスクの高い女性が増加しており、思春期からの教育、妊娠期から出産・育児の各ステージにおける多様なニーズへの対応が必要となっています。

また、子育てにおいて経済的に不安を感じる家庭が増えていることから、保護者の負担軽減を図る必要があります。

核家族化の進行や共働き世帯の増加、超高齢社会における家庭介護負担の増大などを要因として、保育ニーズが高まるとともにその多様化が進んだ結果、待機児童の解消が大きな課題となっており、これまでその解消に向けて取り組んできました。

安心して子育てができるように、引き続き待機児童の解消に向けた取組を継続するとともに、多様なニーズに対応したサービスの提供が必要となっています。

子育てに対する孤立感や疲労感、自信喪失などに伴い、育児ノイローゼや児童虐待など、子ども達の健全な育成に深刻な影響を及ぼす事態も起こっており、相談体制の拡充に合わせ、教育機関、地域、事業所などと連携強化を図り、迅速に対応できる見守り体制を構築する必要があります。



資料：住民基本台帳

○保育所待機児童数推移

4月1日現在

年次	H24	H25	H26	H27	H28
待機児童数 (人)	—	49	70	67	66

※平成24年度以前は、待機児童の集計方法が現在と異なるため、—で表示。

資料：こども課

基本的方向

安心して妊娠・出産・子育てができるよう子育てに関する情報を提供し、経済的負担の軽減につながる支援に取り組みます。

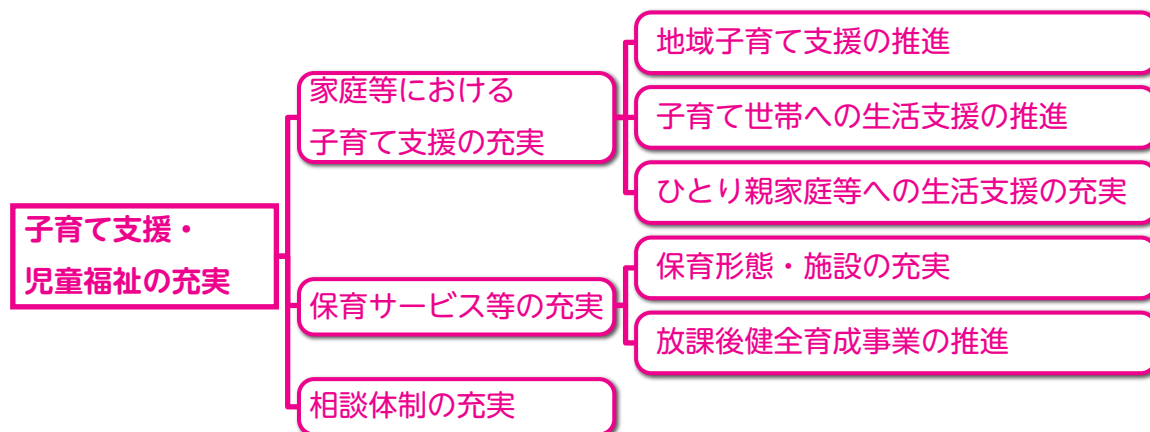
仕事と家庭の両立ができるよう、多様化した保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。

子育て世帯の孤立や児童虐待の防止のために、相談体制の充実を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
子育て支援環境や児童福祉に対する市民の満足度 【市民意識調査】	31%	50%
保育所待機児童数	66人	0人

施策の体系



施策の概要

1 家庭等における子育て支援の充実

(1) 地域子育て支援の推進

子育て中の親子が交流できる場を提供し、交流を促進しながら子育てに関する情報提供や支援など、子育て支援センターを中心に支援体制の充実に努めます。

(2) 子育て世帯への生活支援の推進

安心して子育てができるよう、児童手当の給付、高校生までの医療費助成など子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

(3) ひとり親家庭等への生活支援の充実

ひとり親家庭等に対する医療費助成をはじめ、就業のための資格取得に関する助成などを行い、生活の自立を支援していきます。

2 保育サービス等の充実

(1) 保育形態・施設の充実

保育時間の拡大や病児・病後児保育など保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの提供に努めるとともに、待機児童の解消、保育環境の改善を図るため、計画的な施設整備を促進します。

(2) 放課後健全育成事業の推進

共働き家庭等の小学生を対象とした学童保育について、指導員の養成・確保を図るとともに、保護者のニーズに対応するため、実施箇所を計画的に増やし、放課後における児童の健全育成の場を確保します。

3 相談体制の充実

子育て世帯の不安や悩みなどの解消に向け、家庭児童相談室・保健センター・教育委員会などの関係機関が連携し、相談・指導体制の充実を図るとともに、児童虐待や家庭内暴力等への対処に努めます。

市民の役割

- 1 家族で出産や育児に対する理解を深め、子育てに協力して取り組みます。
- 2 子育て中の家庭への支援や温かい目での見守りに努めます。

関係計画等

計画名	出水市子ども・子育て支援事業計画
策定年月	平成27年3月
計画期間	平成27年度～平成31年度（5年間）
所管課	こども課

第3節 高齢者福祉の充実

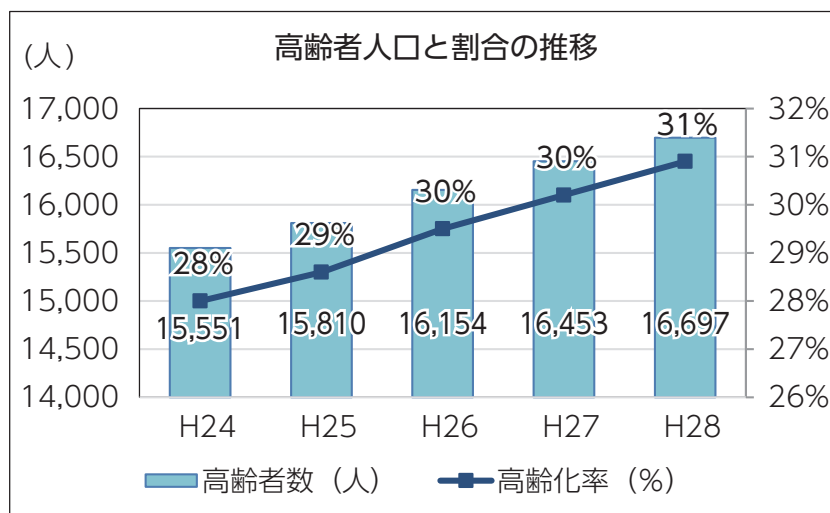
現況と課題

我が国では、2025年に団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢期を迎えるなど、急速に高齢化が進展しています。

本市においても65歳以上の高齢者は増加傾向にあり、また、一人暮らし高齢者等も増加しているため、地域における生活支援の環境づくりを推進していく必要があります。

また、高齢者が健康で生きがいを持って生活することが重要であることから、高齢者の社会参加活動などをより一層推進していくことが必要です。

さらに、認知症高齢者など介護を必要とする高齢者が年々増加している中、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護（予防）サービスなどの充実を図っていく必要があります。



○認知症サポーター数

年次	H24	H25	H26	H27	H28
認知症サポーター ^(※) (人)	1,255	1,895	2,582	2,923	3,226

資料：いきいき長寿課

基本的方向

地域包括ケアシステムの構築や高齢者に包括的・継続的な支援を行う地域ケアを推進するとともに、地域コミュニティによる高齢者を支える体制づくりを支援し、多様な生活支援の充実を図ります。

高齢者の社会参加活動や生きがい対策の取組を促進し、高齢者が活躍できるまちづくりを推進します。

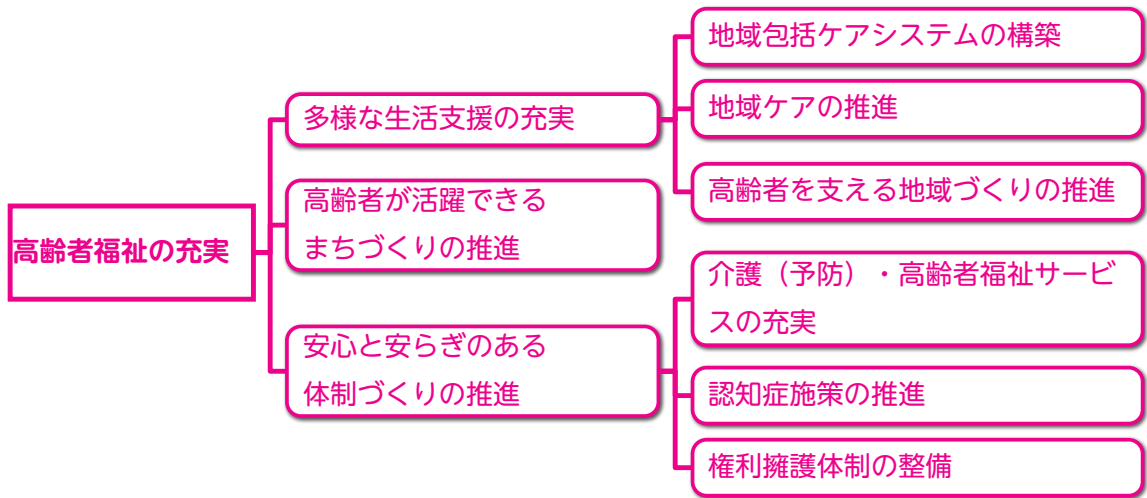
介護（予防）・高齢者福祉サービスを充実するとともに、認知症施策の推進及び権利擁護体制の整備を図り、安心と安らぎのある体制づくりを推進します。

(※) 認知症サポーター／認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
出水市高齢者元気度アップ ポイント事業登録者数	1,921人	2,020人
認知症サポーター数	3,226人	5,400人

施策の体系



施策の概要

1 多様な生活支援の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域の実情に応じて、多様な支援を提供することができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を構築します。

(2) 地域ケアの推進

高齢者に対して、住み慣れた地域で包括的・継続的な支援が行えるよう人材育成と環境づくりを図り、関係機関が連携して地域ケアを推進するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(3) 高齢者を支える地域づくりの推進

様々な人との関わりは、高齢者の支援に有効であり、また、豊かな地域づくりにもつながるため、介護予防を通じ、住民主体による地域の通いの場等、誰もが集える環境づくりを推進します。

2 高齢者が活躍できるまちづくりの推進

老人クラブ等の団体が取り組む文化活動などの様々な活動や、高齢者の経験や知識を生かしたボランティア活動等を支援することにより、高齢者が主体的に生きがいを感じながら参加できる環境づくりを進めます。

また、シルバー人材センター等の活動を支援し、高齢者の能力や意欲に応じた就労機会の拡大に努めます。

3 安心と安らぎのある体制づくりの推進

(1) 介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実

介護を必要とする高齢者のみならず、全ての高齢者を支援するため、介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実に努めます。

(2) 認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域における支援体制を構築するため、認知症サポーターの養成を推進します。

また、認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期対応への取組、認知症地域支援推進員による認知症高齢者やその家族の支援を推進します。

(3) 権利擁護体制の整備

成年後見制度の普及啓発をはじめ、利用しやすい環境整備に努めるとともに、関係機関や地域とのネットワークの構築を図ります。

市民の役割

- 1 元気なうちから介護予防に取り組み、日頃から健康づくりに努めます。
- 2 一人暮らし高齢者等への声掛け、見守り等を心掛けます。
- 3 世代間交流を図ります。

関係計画等

計画名	出水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
策定年月	平成30年3月
計画期間	平成30年度～平成32年度（3年間）
所管課	いきいき長寿課

第4節 きめ細やかな福祉の充実

現況と課題

少子高齢化、核家族化の進行などの社会情勢の変化は、家族や地域による相互扶助意識の希薄化や市民の抱える生活課題の複雑・多様化を招いています。

誰もが安心して住み慣れた地域に住み続けるために、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、相互に支え合う地域福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

また、健康で文化的な生活が維持できるよう、生活困窮者^(※)への自立に向けた支援が求められています。

障がい者（障がい児を含む。）を取り巻く環境は、国の制度改正等により大きく変化しており、障がい者自身や介護者の高齢化、障がいを理由とする差別や偏見など、様々な課題も抱えています。こうした中、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため障がい者の自立と社会参加の促進を図り、障がい者を取り巻く様々な課題に対応した効果的な施策の推進が求められています。

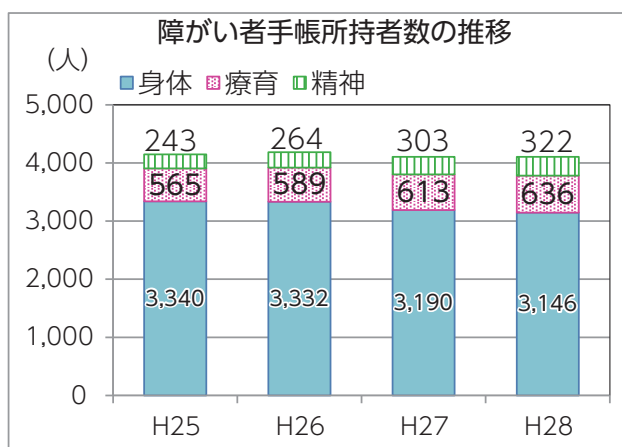
また、障がいを早期に発見し、必要な療育^(※)や特別支援教育等を受けられるよう関係機関との連携を図るとともに、障がい者の権利擁護体制の整備を行うなど、各ライフステージで切れ目のない支援の提供が求められています。

国民健康保険は、医療技術の高度化、被保険者の高齢化、生活習慣病の増加等により、保険財政の運営が年々厳しくなってきました。そこで、安定的な保険運営を行うため、平成30年4月から県と市町村が共同の保険者となるなどの制度改革が行われます。

後期高齢者医療保険においても、一人当たりの医療費が、今後も伸び続けると予測されています。そのため、高齢者の健康づくりの推進、医療費の適正化、保険料の収納確保等により財政基盤の安定化を図ることが必要です。

国民年金については、関係機関と協力・連携して国民年金制度の周知や年金相談業務の充実を図る必要があります。

生活保護世帯は、僅かながら増加傾向にあり、自立に向けた取組を継続して推進する必要があります。



資料：福祉課

(※) 生活困窮者／生活保護を受けている人以外で生活に困窮していて最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人

(※) 療育／発達障がい者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、円滑な社会生活を促進するため行う個々の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助

基本的方向

支援が必要な市民をみんなで支え合う体制づくりと誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。また、健康で文化的な生活が維持できるよう、地域福祉においては、若年性認知症など複雑・多様化する課題に関する相談支援体制の充実と生活困窮者に対する自立支援の拡充を図ります。

障がい者の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者本人のニーズや家族の負担軽減につながる障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るほか、障がい者の自立と社会参加の促進や相談支援体制の充実を図ります。

また、関係機関との連携強化により、障がいを早期に発見し、療育や特別支援教育等の充実を図ります。

国民健康保険と後期高齢者医療保険は、関係機関との連携を図りながら、安心して医療保険サービスを受けられるよう安定した運用に努めます。

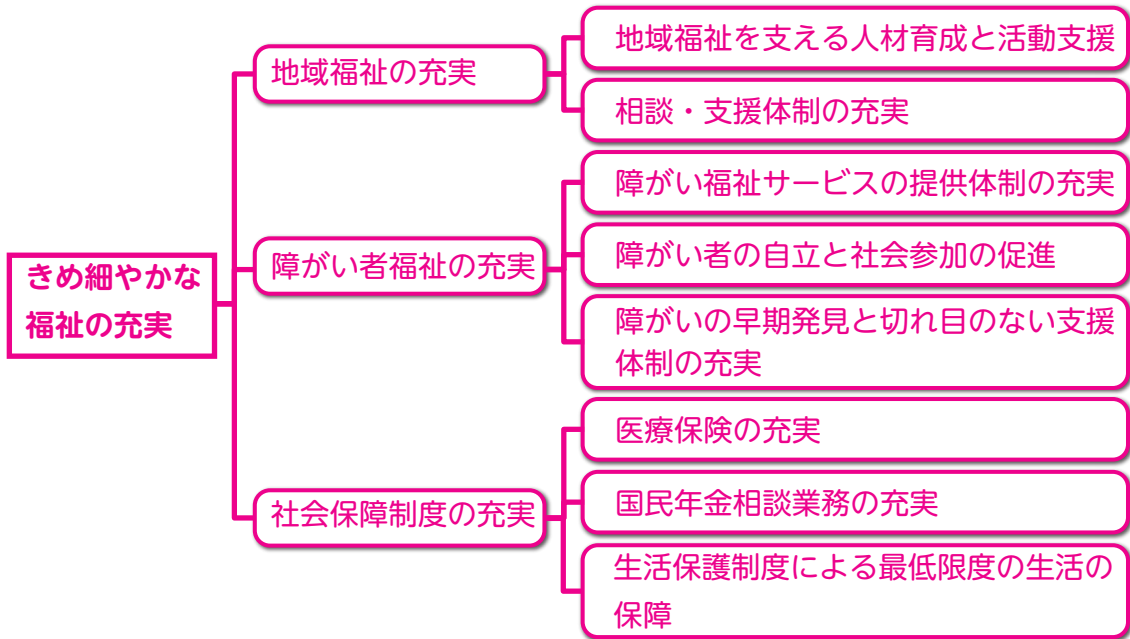
国民年金については、被保険者の意識向上のために制度の周知を図り、関係機関との連携により相談業務の充実に努めます。

生活保護を受けている被保護者には、他の法律や制度の活用及び就労可能な者についての就労等支援を行い早期の自立を図ります。

成果指標と目標値

成果指標	現状	目標
ボランティア登録者数	2,414人	2,600人
障がい者が安心して暮らせる環境づくりに対する市民の満足度【市民意識調査】	18.3%	50%
特定健診・長寿健診の受診率	特定健診：41% 長寿健診：17.2%	特定健診：65% 長寿健診：28.5%
就労支援施策による自立更生件数	9件	12件

施策の体系



施策の概要

1 地域福祉の充実

(1) 地域福祉を支える人材育成と活動支援

全ての市民を地域福祉の重要な担い手と位置付け、市民、自治会、社会福祉協議会、事業者及び行政が連携を強化し、地域住民同士が互いに支え合い、助け合い、地域がつながる仕組みを構築します。

また、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会などが行う地域福祉活動を支援するとともにボランティア活動の推進を図ります。

(2) 相談・支援体制の充実

若年性認知症など複雑・多様化する課題に対し、関係機関が連携して、総合的に対応する体制づくりを進めるとともに、相談者の立場に立った相談・支援体制の整備を検討します。

また、生活困窮者の自立に向けた支援に取り組み、支援体制の充実を図ります。

2 障がい者福祉の充実

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の充実

障がい者のニーズが多様化していることから、障がいの特性に応じた障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

また、家族の負担軽減等を目的とした、障がい福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実を図ります。

(2) 障がい者の自立と社会参加の促進

障がい者の就業機会の確保や事業所への啓発等、障がい者の就労環境の整備及び充実を図ります。

また、外出支援や手話奉仕員の養成等を行うことで、障がい者が社会参加しやすい環

境づくりに努めます。

(3) 障がいの早期発見と切れ目のない支援体制の充実

関係機関との連携強化により、障がいのある子どもを幼児期から早期に発見し、必要とする療育や特別支援教育の充実を図るとともに、高齢化する障がい者に対し、成年後見制度の普及啓発に努めるなど、各ライフステージで切れ目のない支援体制の強化を図ります。

3 社会保障制度の充実

(1) 医療保険の充実

国民健康保険は制度改革を踏まえ、県及び鹿児島県国民健康保険団体連合会との連携により、安定的な運営を目指します。

後期高齢者医療保険は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と今後も連携を図っていきます。

また、被保険者に対して医療機関等の適正な受診、特定健診及び長寿健診の受診、ジェネリック医薬品利用の理解を求めるなどの意識啓発活動を行います。

(2) 国民年金相談業務の充実

国民年金制度等の効果的な広報活動と相談業務の充実を図ります。

(3) 生活保護制度による最低限度の生活の保障

様々な事情により真に生活に困窮している市民に対し生活保護制度により困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活の保障を行います。

また、被保護者に対し十分な相談・助言指導等を行うとともに、就労可能な被保護者への就労等の支援を行うことにより、自立に向けた取組を継続して推進します。

市民の役割

- 1 地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加協力します。
- 2 地域における障がい者に対する正しい理解と認識を深めます。
- 3 国民健康保険制度を健全に運営できるよう、保険税は納期限までに納めます。
- 4 1年に1回、特定健診や長寿健診を受診します。
- 5 健康に気をつけ、医療機関の適正な受診やジェネリック医薬品の利用を心掛けます。

関係計画等

計画名	出水市障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画
策定年月	平成30年3月
計画期間	平成30年度～平成32年度（3年間）
所管課	福祉課